

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 18 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800259号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800122号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における平成3年1月1日から平成5年9月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年1月から平成5年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から30万円とする。

平成3年1月から平成5年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年9月30日から同年12月30日に訂正し、平成5年9月の標準報酬月額を30万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成5年9月30日から同年12月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年1月1日から平成5年9月30日まで  
② 平成5年9月30日から同年12月30日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。また、請求期間②の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間①の標準報酬月額は、当初請求者が主張する30万円と記録されていたところ、平成4年11月25日付けで、平成3年及び平成4年の定時決定を取り消し、平成3年1月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主を含む3名について、オンライン記録によると、請求者同様、平成4年

11月25日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主からは回答が得られないものの、A社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役の一人及び複数の同僚は、請求期間①当時から、会社の業績は悪かった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年11月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるのが難しく、請求者について平成3年1月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者が、平成5年12月29日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年9月30日（現在は、平成6年1月6日に訂正）より後の平成6年1月6日付けで、請求者の平成5年10月の定時決定を取り消し、同年9月30日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる上、同社の複数の同僚についても、請求者と同様に平成5年10月の定時決定が取り消され、同年9月30日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、事業主からは回答が得られないものの、同僚の一人は、A社の事業主より、上記遡及喪失処理が行われた当時に、社会保険料の滞納に関する話があった旨回答している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、請求期間②において、同社は法人格を有しており、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成5年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成5年12月30日であると認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、取消前の平成4年10月の定時決定の記録から平成5年9月は30万円、取消前の同年10月の定時決定の記録から同年10月及び同年11月は9万8,000円とすることが必要である。